1-(6) 有害物質(塩化水素)の排出基準(一部のみ抜粋)

施設の種類	規模	排出基準値	
廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m²以上	700mg /N3	
	又は焼却能力200kg/h以上	700mg/N m³	

1 - (7) 有害物質(窒素酸化物)の排出基準(一部のみ抜粋)

- (7) 有語	害物質(窒素酸化物) の排出基準 (一部の	み抜	粋)	(単位:ppm	
施設の種類			排		出		
	排 出 ガ ス 量 	設置区分	基	準	値	備 考	
ボイラー (液体燃料)			180		S48.8.9以前設置の施設についる		
		\$50.12.9以前		180	は, S55.5.1から基準値改定		
	50万N㎡ /h以上					230 180ppm	
		S50.12.10 ~ S52.6.17		150			
		\$52.6.18.以降		130			
	50万N㎡ /h未満	S48.8.9以前		190		S55.5.1から基準値改定 230 190ppm	
	10万N㎡ / h以上	S48.8.10 ~ S50.12,.9		180		130ррш	
	10/11/11/01	\$50.12.10以降		150			
		\$48.8.9以前		190		S55.12.1から適用	
	10万N㎡ /h未満	\$48.8.10 ~ \$50.12.9		180		000.12.175 5.271	
	4 万N㎡ /h以上	\$50.12.10以降		150			
	4 万N㎡ /h未満	\$50.12.9以前		230		S55.5.1から適用	
	1万N㎡/h以上	\$50.12.10以降		150		00000113 5 2273	
	1万N㎡/h未満	\$52.9.9以前		250		S55.5.10から適用	
	5 千N m³ /h以上	\$52.9.10以降		180			
		\$52.9.9以前		250		S59.8.10から適用	
	5 千N㎡ /h未満	\$52.9.10以降		180		1 1 1 1 1	
乾 燥 炉		\$54.8.9以前		250		\$57.8.10から適用	
	すべて	\$54.8.10以降		230		1 1 1 1	
廃棄物焼却炉	連続炉以外のものに						
	あっては排ガス量が	\$52.6.18以降	250				
	4万N㎡ /h以上のもの						
ガ ス・タービン・	4.5万N㎡/h以上	S63.2.1以降		70		12 - = t-t-1-70 -	
	4 5 7 11 2 /1 + 1#	S63.2.1以降H1.7.31以前		90		ガス専焼に限る。 非常用を除く。	
	4.5万N㎡/h未満	H1.8.1以降		70			
	4 FTN 3 /LIN L	S63.2.1以降H3.1.31以前		100		液体燃料に限る。 非常用を除く。	
	4.5万N㎡/h以上	H3.2.1以降		70			
		S63.2.1以降H1.7.31以前		120			
	4.5万N㎡/h未満	H1.8.1以降H3.1.31以前		100			
		H3.2.1以降		70			
機関		S63.2.1以降H1.7.31以前	1	600		非常用を除く。	
	シリンタ[*] - 内径400mm以上	H1.8.1以降H3.1.31以前	1	400			
		H3.2.1以降	1	200			
	シリンタ - 内径400mm未満	S63.2.1以降		950			

(注)1 熱源として電気を使用するものを除く。

- 2 昭和52年9月9日までに設置の工事が着手された排出ガス量が5千Nm²/h未満の過負荷燃焼型ボイラ ーは当分の間適用しない。
- 3 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの,軽質液体燃料(灯油,軽油又はA重油をいう。)を専焼 させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。